

令和 3 年度第 16 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 月 22 日

担当部・課：河南総合支所市民福祉課〔72-2113〕

福祉部子ども保育課〔内線 2528〕

① 件 名														
放課後児童クラブの位置の変更について														
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）														
<p>【背景】 和渕地区放課後児童クラブは、和渕小学校の余裕教室を利用して開設しているが、令和 4 年度から特別支援学級の増設に伴い、現在放課後児童クラブで利用している教室を小学校へ返還するため、新たな開設場所が必要となった。</p> <p>【目的】 近隣の市有施設（和渕老人憩の家）の一部を改修し、保護者の就労等により保育を受けられない小学生の遊びと生活の場として整備することで、引き続き児童の安全確保と健全育成を図る。</p>														
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性														
<p>【根拠法令】 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 10 年厚生省児童家庭局長通知） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号） 放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 石巻市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 146 号） 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 38 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する</p>														
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）														
<p>令和 3 年 10 月 和渕小学校より余裕教室（放課後児童クラブ室）の明け渡しについて打診 和渕老人憩の家の一部改修及び使用計画を「和渕老人憩の家管理運営委員会（指定管理団体）」へ提案 11 月 地区住民を対象とした説明会の開催</p>														
⑤ 主な内容														
<p>【対象の放課後児童クラブ】 和渕地区放課後児童クラブ</p> <p>【変更内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>石巻市立和渕小学校内余裕教室</td> <td>和渕老人憩の家内</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>石巻市和渕字佐沼川 200 番地</td> <td>石巻市和渕字佐沼川 18 番地</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>30 人</td> <td>30 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更予定日：令和 4 年 4 月 1 日</p>				現行	変更後	場所	石巻市立和渕小学校内余裕教室	和渕老人憩の家内	所在地	石巻市和渕字佐沼川 200 番地	石巻市和渕字佐沼川 18 番地	定員	30 人	30 人
	現行	変更後												
場所	石巻市立和渕小学校内余裕教室	和渕老人憩の家内												
所在地	石巻市和渕字佐沼川 200 番地	石巻市和渕字佐沼川 18 番地												
定員	30 人	30 人												

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

移転開設の作業を年度内に完了することで、移転後においても休止することなく児童の健全な育成が図られる。

また、和渕老人憩の家を使用する地元住民については、日中は放課後児童クラブの開設により使用制限があるが、通常、夜間の会議等が主な用途であることから、支障はない。

【市財政への負担】

・移設費

（単位：千円）

施設名	移設費		備考
和渕地区 放課後児童クラブ	8,790	設備工事費 8,790	特定財源 ・子ども・子育て支援整備交付金 国1/3・県1/3

・運営費

（単位：千円）

施設名	運営費		備考
和渕地区 放課後児童クラブ	4,184	人件費 3,836	特定財源 ・子ども・子育て支援整備交付金 国1/3・県1/3
		需用費 330	
		下水道使用料 18	

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年12月 市議会第4回定例会に関係条例の一部改正及び関係補正予算案について提案
（施行予定年月日：令和4年4月1日）

⑨ その他